

令和6年度 第2回製造者団体等事務連絡会 次第

1. 日 時 : 令和7年3月4日(火) 15時00分 ～ 17時00分

1. 場 所 : 日本下水道協会 第1・2会議室 (WEB併用)

1. 議 題 : (1) 令和6年度第2回製造業者団体等事務連絡について

(2) その他

1. 資 料 等 :

- ・ 令和6年度第2回 製造者団体等事務連絡会 (報告等事項概要)

- ・ 認定工場制度における不正行為の防止の徹底について (通知)

資料1 認定工場の認定取消しについて (プレスリリース)

資料2 エコ資器材の指定について (プレスリリース)

本日の説明資料についての
質問は下水道協会規格検索課へ

令和6年度第2回 製造者団体等事務連絡会
(報告等事項概要)

貴団体会員等の認定工場所有会社に対し、認定工場制度業務に係わる次の事項について、指導及び周知をお願い致します。

1. 不正事案及びコンプライアンス強化について

今年度、認定工場制度における不正事案が発生しました(資料1 プレスリリース参照)。詳細次ページ及び資料1

これに伴い、本会では、認定工場に対し、認定資器材と認定申請の突合、ならびに、認定工場における製造製品との突合、さらに認定標章(認定マーク)への表示状況等の調査を実施する予定です。併せて、認定工場所有会社におかれては、認定工場制度の適正な実施について改めて総点検を行ってください。

2. 認定資器材と類似した製品の規格化検討について

認定工場制度では、Ⅰ類・Ⅱ類資器材を指定し、認定資器材として登録しています。なお、認定資器材と類似した製品においては、各認定工場より、類似品として申請され、本会により承認し活用されています。

今後、類似品に関しては、製造実績が多いこと、ならびに、Ⅰ類及びⅡ類資器材と同等性能が確保されているものについては、認定資器材として指定・登録について検討ください。

Ⅱ類認定は範囲が規程されておらず、注意が必要です。

3. その他

(1) 下水道用エコ資器材のⅡ類認定適用資器材の指定

二酸化炭素削減に寄与する原材料を使用した資器材をⅡ類認定適用資器材に指定しました。(資料2 プレスリリース参照)。

(2) 認定工場制度の認定料改定について

新認定料が2025年度より適用されます。今後、認定料改定についてルール化を検討していきます。

(案)

令和7年 月 日

認定工場所有会社及び認定工場 御中

公益社団法人日本下水道協会
理事長 岡久 宏史

認定工場制度における不正行為の防止の徹底について（通知）

全認定所有会社へ通知

日頃より、本会運営ならびに認定工場制度にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、本会認定工場において、認定資器材以外の製品に対して認定標章を表示し出荷していたこと、ならびに、申請書への不実記載及び認定料の不払い等を含めた管理体制の不備という、認定工場として適当でない行為の事案が発生しました。

本事案は、本会の認定工場制度関連規程に違反していたことなどから、当該認定工場が認定取得している3つの資器材に対して、いずれも「認定取消」の処分といたしました（添付のプレスリリース文書参照）。

このような認定資器材の品質に関わる不正行為は、認定資器材の品質管理にとどまらず、下水道事業者や請負事業者からの信頼をも大きく損なうものであり、あってはならないことであります。

認定工場所有会社及び認定工場においては、発注者に対する本制度の信頼性確保のため、規程等の遵守及び認定資器材の品質管理に万全を期すとともに、不正防止の徹底に向けて適切な確認体制を構築することと、従業員への指導を行われたい。

そこで、本事案の発生を受け、全認定工場に対し、別紙調査票により、認定申請範囲と認定資器材および自主検査結果合格報告書との整合、ならびに認定標章の表示状況などの調査を行うことといたしましたので、認定工場所有会社においても、ご協力下さいますようよろしくお願いいたします。

当初 書面調査 結果次第で工場調査もありうる

なお、本通知につきましては、必ず認定工場責任技術者と関係担当者に対しても、共有及び周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

調査長は認定所有会社が取りよめたい
認定資器材全て調査 以上

(案)の為、変更修正あり。
調査の締め切り日を長記する

調査期間については、未定

認定工場にかかわり、指示検査もお願い

令和7年1月31日

報道関係各位

積水化学工業(株) 所有の認定工場の認定取消しについて

本会認定工場制度において、認定資器材以外の製品へ認定標章（認定マーク）の表示等を行った規定違反事案を受け、下記のとおり処分しました。

記

1. 処分対象の認定工場所有会社：積水化学工業株式会社
2. 処分対象の認定工場及び内容：公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程第24条第2項第2号及び第1項第3号の規定に基づき、
下表の認定工場の3資器材の認定を取り消すこととする。

認定工場 所有会社	認定工場名	認定番号	資器材名	処分内容	処分年月日
積水化学工業 株式会社	山梨積水(株)	第021901号	硬質塩化ビニル管	認定取消	令和7年1月31日
		第091901号	プラスチック製ます		
		第101901号	プラスチック製 マンホール		

- 3. 処 分 理 由：**上記認定工場及び認定工場を所有する積水化学工業(株)により、長年にわたり認定資器材以外の製品に対して認定標章を表示し出荷していたこと、ならびに、申請書への不実記載及び認定料の不払い等、管理体制の不備という認定工場として適当でない行為が確認されたため。

類似製品に認定を受けながら
認定標章も表示した。

4. 本事案の関連規程（抜粋）：

「公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定規程」（令和6年2月29日施行）

（認定工場の取消し）

第24条 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該工場の認定を取り消すものとする。

- 一 認定工場に係るⅠ類資器材の指定又はⅠ類認定適用資器材の指定を取り消したとき。
- 二 認定工場に係るⅡ類資器材の登録又はⅡ類認定適用資器材の指定を取り消したとき。
- 三 認定工場として適当でないと決定したとき。
- 四 認定工場の所有会社より、理由を付した書面をもって、当該工場の認定辞退の申し出があったとき。

2 理事長は、認定工場が次の各号の一に該当するときは、当該工場の認定を取り消すことができる。

- 一 第18条第2項の規定による納付期限までに認定料の納付がないとき。
- 二 第19条の規定による認定標章を認定資器材以外のものに表示したとき。
- 三 第22条第2項の規定により認めた休止期間を超えたとき
- 四 認定期間において第23条第1項に規定する契約実績がないとき。
- 五 第28条第2項の規定による必要な措置に反したとき。
- 六 その他理事長の指示と相違するとき。

（認定資器材の認定標章の表示）

第19条 認定工場は、別に定める公益社団法人日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定標章表示要領に規定する認定標章（以下「認定標章」という。）を、同要領に定めるところにより認定資器材（製品検査資器材を含む。以下、第22条第1項、同条第3項、第23条及び第24条第2項第2号において同じ。）に表示しなければならない。

お問合せ先：

公益社団法人 日本下水道協会 技術部 規格検査課 岡本、佐藤(勇)

Tel:03-6206-0946 E-mail:kensa@ngsk.or.jp

令和7年1月28日

報道関係各位

認定工場制度におけるⅡ類認定適用資器材「下水道用エコ資器材」の指定について

2050年のカーボンニュートラルに向けて、下水道界においても様々な取り組みがなされています。本会認定工場制度では、下水道用資器材の指定、工場の認定を行っており、下水道用資器材の指定にあたっては、公的規格によって指定されるⅠ類と製造者規格に基づいて指定されるⅡ類に分類されています。このたび、二酸化炭素削減効果を有した下水道用資器材を認定工場制度におけるⅡ類認定適用資器材に下記のとおり指定しました。

今後は製造者団体及び製造者から「下水道用エコ資器材」の申請を受け付け、下水道界におけるカーボンニュートラルへの取組を後押ししてまいります。引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・認定適用資器材名 : 下水道用エコ資器材
- ・Ⅱ類認定適用資器材指定日 : 2025年2月1日
- ・下水道用エコ資器材の登録基準 : 下水道用エコ資器材の製造者規格は、従来のⅡ類資器材登録基準を満たすとともに、資器材の原材料に係る二酸化炭素排出量が、同種のⅠ類又はⅡ類資器材の原材料に係る二酸化炭素排出量の2分の1以下であることが規定されているものであること。

従来品分母
申請品分子

エコ資器材と分かるマークを付けている

お問い合わせ先: 公益社団法人 日本下水道協会 技術部 規格検査課: 岡本、佐藤(勇)

TEL03-6206-0946 (9:00~17:00) E-mail:kensa@ngsk.or.jp

